

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例

昭和25年12月23日

条例第61号

(沿革) 昭和29年7月1日、平成4年3月条例第61号改正

第1条 道路その他公共の場所で集会若しくは集団行進を行おうとするとき又は場所のいかんを問わず集団示威運動を行おうとするときは、茨城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育、競技
- (2) 婚礼、葬儀及び宗教上の祭礼

第2条 前条の規定による許可申請は、主催者である個人又は団体の代表者(以下主催者という。)から集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の72時間前までに次の事項を記載した許可申請書3通を開催地を管轄する警察署を経由して提出しなければならない。

- (1) 主催者の住所、氏名
- (2) 前号の主催者が開催地の市町村以外に居住するときは、その市町村内の連絡責任者の住所、氏名
- (3) 集会、集団行進又は集団示威運動の日時
- (4) 集会、集団行進又は集団示威運動の進路、場所及びその略図
- (5) 参加予定団体名及びその代表者の住所、氏名
- (6) 参加予定人員
- (7) 集会、集団行進又は集団示威運動の目的及び名称

第3条 公安委員会は前条の規定による申請があつたときは集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならない。但し、次の各号に関し必要な条件をつけることが出来る。

- (1) 官公庁の事務の妨害防止に関する事項
 - (2) じゆう器、きよう器その他の危険物携帯の制限等危害防止に関する事項
 - (3) 交通秩序維持に関する事項
 - (4) 集会、集団行進及び集団示威運動の秩序保持に関する事項
 - (5) 夜間の静ひつ保持に関する事項
 - (6) 公共の秩序又は公衆の衛生を保持するためやむを得ない場合の進路、場所又は日時の変更にに関する事項
- 2 公安委員会は前項の許可をしたときは申請書の1通にその旨を記入し特別の事由のない限り集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の24時間前までに主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。
 - 3 公安委員会は前2項の規定にかかわらず公共の安寧を保持するため、緊急の必要があると明らかに認められるに至つたときはその許可を取消し又は条件を変更することが出来る。
 - 4 公安委員会は第1項の規定により不許可の処分をしたとき、又は前項の規定により許可を取消したときは、その理由をつけてすみやかに茨城県議会に報告しなければならない。

第4条 公安委員会は警察本部長に第1条の規定、第2条の規定による記載事項、前条第1項但し書の規定による条件又は同条第3項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の参加者に対して公共の秩序を保持するため、警告を發しその行為を制止しその他その違反行為を是正するにつき必要な限度において所要の措置をとらせることができる。

第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して、これを提出した主催者及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項但し書の規定による条件又は同条第3項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者はこれを1年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第6条 この条例の各規定は第1条に定めた集会、集団行進又は集団示威運動以外に集会を行う権利を禁止し若しくは制限し又は集会、政治運動を監督し若しくはプラカード、出版物その他の文書図画を検閲する権限を公安委員会、警察官又はその他の公務員に与えるものと解釈してはならない。

第7条 この条例の各規定は公務員の選挙に関する法律に矛盾し又は選挙運動中における政治集会若しくは演説の事前の届出を必要ならしめるものと解釈してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月27日条例第61号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。